

都市計画の案の説明会について

- 1 開催日時・回数 平成29年9月29日（金）、30日（土） 延べ3回
 2 参加人数 延べ59人

	主な意見・質問	回 答
【①案に対する意見・質問】		
1	桜が丘は工業地域としての実態がない。なぜ、用途地域の変更をしないのか。施設を建てるために、工業地域のままにしているのではないか。工業地域であることが間違っている。	過去に、地区計画の導入を地権者に働きかけましたが、実現が難しかった経過があり、その結果、工業地域には、高層マンションが建設されています。住居系地域ならば日照・通風等を確保するための高さの制限がありますが、工業地域は、そのような縛りがないため、高い建物になっています。したがって、工業地域から住居系地域に変更すると、現在のマンションの中には、法に適合しないものが出てきてしまい、また、将来の建替えの際に同規模の建物が建てられなくなります。 工業地域は、様々な用途が、お互いに調和し共存できるような複合市街地として位置づけております。
2	工業地域だから建てるというには無理がある。国の都市計画運用指針では、増改築のための十分な広さを求めている。	現状では、増改築については、衛生組合の敷地も含めた中で考えています。 また、将来的には、3市全体の中で、用地の検討はしていきたいと考えております。
3	都市計画課は、「支障のない案」と説明するだけで、「いい案」とは言及しないが、いかがと思う。建設場所について、マンションが近くにあり、いい計画だとは思えない。想定地というが、最初から決めていたのではないか。	施設はできる限りコンパクトに設計し、周辺環境の配慮に努めてまいります。 また、本事業につきましては、検討段階において、事業の実施が可能であるかについて、想定地ということで検討しておりました。
4	都市計画案は、市民相互の信頼関係を規定した街づくり条例の趣旨に反する。都市マスタープランでは良好な住宅とある。また、施設を造るには狭い。	都市計画案は、都市マスタープランに位置づいた施設を具現化するものであり、条例の理念に整合しています。狭いという指摘については、当該地で建物の設計が進んでいますが、特に、支障は生じていません。
5	建築基準法第51条の但し書きについて、同う。但し書きを適用する場合は、他市の例では、施設と住宅などの距離を空けるよう、条例に規定している。この但し書きの考えについて、東京都の見解を聞いているか。また、但し書きを適用させる場合、都市計画決定は必要なのか。私は、本文を適用する場合であっても、施設と住宅などの距離を空けるよう運用すべきだと思う。したがって、都市計画案に瑕疵があると考えており、第三者の意見を聞きたいと思う。	本件は、建築基準法第51条本文を適用して都市計画決定するため、ご指摘のことは当たらず、都市計画に瑕疵ありません。したがって、但し書きの運用について、特定行政庁である東京都への確認は必要にならないことから行っていません。また、但し書きを適用する場合、都市計画決定の手続きは不要です。 参考としまして、自治体が設置する持続性のある公共施設の場合は、本文を適用して都市計画決定をすることが一般的であり、民間施設は但し書きの適用が多いようです。但し書きの適用によって許可する際、距離規定を運用している特定行政庁もありますが、市街化が進んだ地域においては必要な施設が建築できないこともあるため、23区内では距離規定を定めないケースも存在しています。
6	施設規模を23トンとしているが、施設の能力不足が問題である。小平市では全てを資源化していないことから、予測ができない。容リプラの7割は焼却しており、衛生組合は、組成分析のばらつきがあると回答している。1回の組成分析で予測をしているが、妥当なのか。陳情の審議で、市は、組成分析は複数回やるべきと回答しているが、衛生組合は、1回の実施と平均値とを比較して妥当としている。不安定な予測方法は信じられない。正しい予測値を使って処理量を確定してほしい。	ごみ量の予測は、1人1日当りのごみ量である原単位を用い、その原単位に、人口と容リプラの比率を乗じて算出しております。 また、組成分析は、実施回数毎にばらつきがありますが、多摩地区の容リプラの原単位平均と比較して、逸脱した数値ではないことから、妥当な予測と考えております。

	主な意見・質問	回 答
7	施設規模の前提となる容リプラの予測値について、多摩地区の他市状況と比較して妥当であるとしているが、各市ごみ有料化の状況や排出方法の違いがあり、単純比較することに疑問がある。また、組成分析にはバラツキがあるにも関わらず1回のみで決定しており妥当なのか。衛生組合は1回の結果が他の自治体と大差がないので妥当と主張しているが、陳情審議では、市は「複数回行った方が良い」と言っている。	容リプラを洗う・洗わない、ごみの有料化・減額・無料など各市の排出状況に差はありますが、それぞれの容リプラの1人当たりの排出量に、明確な差は見られませんでした。また、組成分析は、実施回数毎に差が生じますが、小平市において見込量を算出していることや、多摩地区の平均と比較して逸脱した数値でないことから、予測値は妥当であると考えております。
8	施設規模を算定する際に組合は、小平市が算出した容リプラ予測値を使っているが、施設の設定者は、あくまで組合なのだから、組合として施設規模の算定根拠に、責任を持つべきだ。	衛生組合で、施設規模の想定はしておりますが、そのもとになる予測量は、小平市が施策により決めることであると考えております。
【②案説明資料に対する意見・質問】		
1	意見書の提出が、51人で47通となっているが、何故、数が合わないのか。	連名で提出された方がいたためです。
2	審議会の日程について、前倒しになっていないか。	11月に諮問を予定しており、変更しておりません。
3	搬入経路が変わったが、当市の車両は富士見通りを使わなくなるのか。	他の地域を収集した車両が、富士見通りを通過することがないため、主要な道路としての位置づけを外しましたが、富士見通りの周辺地域を収集した車両は、富士見通りを通ります。
4	武蔵村山市の収集車両について、現在、桜街道を通過しているが、資源物の搬入によりその車両台数が増えるということか。	そのとおりです。
5	東京都協議において、東京都の意見が無いとの説明はどういうことか。	市では、東京都との協議を書面で行っていますが、意見が無い、という回答であります。都市計画案について、東京都として、意見がないということです。
6	東京都との協議に問題が無いのなら、計画を進めてほしい。	東京都からの協議結果については、平成29年9月20日付で「意見なし」との回答をいただいております。
7	VOC（揮発性有機化合物）について、敷地境界において国の検討会で定められた400 μ g/m ³ を性能保証値とすると聞いている。設計仕様書に性能保証としてこの数値を載せていると思うがいかがか。また、稼動後に、VOC値の常時測定を実施するのか。	VOC対策については、400 μ g/m ³ を目標値として仕様書に明記しています。測定については、技術的に連続測定できるものではないため、測定器は設置しません。
8	VOC対策と言うならば、設計仕様書へ盛り込む文言は「目標値」ではなく、「保証値」とすべきである。「目標値」では、甘えが出てしまう。	現在の技術では絶対値として守ることができるか分からないため、目標値としています。また、VOC測定は（委託で）実施しますが、リアルタイムの連続測定はできません。
9	資源物処理施設の建設では、容リプラは全体の2%しか減らない。容リプラは焼却しても良いのではないか。	日の出町にある二ツ塚処分場を利用していることから、リサイクルできるものはリサイクルをしていくことが求められます。 また、ごみ焼却施設の建て替え時に、他の自治体へ広域支援をお願いすることから、平時のリサイクルについても求められるものです。

	主な意見・質問	回 答
10	2%の削減量について、容リプラの嵩が通常のごみと比べて4倍ぐらいになると言われているが、他のごみがあれば重量により、嵩は小さくなるはず。自重であっても減ると考える。したがって、焼却する場合でも、ごみ焼却施設の規模を大きくする必要は無いのではないか。	比重は、見かけ比重で設計することになります。仮に、焼却をする場合、受け入れ容量を大きくする必要があります。また、熱量が200カロリー程度上昇するため、排ガス量や燃焼の空気量に違いが生じ、この点からも、ごみ焼却施設全体が大きくなるため、資源化を図る必要があります。
11	容リプラの処理が、民間委託で安全にできているのに、なぜ施設を建設するのか。	一般廃棄物の処理は、自区内処理の原則が求められます。東大和市内には、処理を依頼できる事業者がないため、長期的に他市の民間事業者へ委託していくことになり、その点については安定処理に問題があります。 また、一般廃棄物を他市に搬出するには、相手方の自治体の了解が不可欠であります。現在、武蔵村山市からは、平成31年3月までの期限を設定されており、また、その他の受入自治体の了解が得られたとしても、遠方となる場合には、運搬時間や運搬コストの問題が生じます。
12	民間委託という時代に、逆行していないか。また、武蔵村山市の事業者にとっては、受託業務が無くなり打撃となるのではないか。武蔵村山市から受入を限定されているのは、施設ができるからではないのか。	市内に対応可能な事業者がないため、他市の業者に頼って対応しており、武蔵村山市の事業者の仕事が無くなることについては、武蔵村山市において了解しているところであります。 また、武蔵村山市からは、本施設の稼動が予定より遅れた場合であっても、資源物の搬入は平成31年3月までとされている状況です。
13	民間委託を使わないのはもったいない。武蔵村山市が、平成31年度以降も許可しない理由は、資源化施設の話があるからではないのか。	本施設の稼動を念頭においていることは考えられますが、本施設の稼動が遅れた場合について確認したところ、平成31年度以降の了解はいただけておりません。
14	自区内処理といっても東大和市の場合、小平市や武蔵村山市も、その範囲に入るのではないか。	一部事務組合で扱うこととしているものについては、組織市の範囲が自区内であると解釈しています。
15	衛生組合は、施設整備に当たり、上流から決めると言っているが、わずか1,600トンのリサイクルするための施設である。今回の施設を造らないと、衛生組合のごみ焼却施設が使えなくなるという理由はおかしい。	多摩地区では、容リプラのリサイクルが進んでいます。今後、ごみ焼却施設の更新時には、一部のごみ焼却を他の自治体へ依頼することになり、依頼先の自治体のリサイクルしている中、リサイクルに取り組みず協力を求めていくことには難しさがあります。したがって、1,600トンであっても、リサイクルに取り組む必要性はあると考えております。
【③その他の意見・質問】		
1	建設環境委員会と本会議で建設推進の陳情が不採択とされた。市は市議会の議決を尊重してほしい。	ご意見として承ります。 しかし、今後のごみ処理事業について、東大和市が単独で実施していくことは、用地や財政面等において非常に難しい問題となります。
2	もっと住民の理解を得るべきではないか。住民理解の捉え方について、どう考えているのか。	住民の理解を得るよう努めていますが、100%の理解を得ることは困難であります。
3	ペットボトルについて、国では処理を民間に任せるための実証実験を行っている。その結果が出てから施設の建設を考えるべきではないか。	ペットボトルをリサイクル協力店へ排出する流れはあります。しかし、ご指摘の実証実験が、自治体の回収業務とどのように関わってくるのか、現状では分かりません。なお、ペットボトルも一般廃棄物となるため、その処理責任は自治体にあります。

	主な意見・質問	回 答
4	ペットボトル等、減量は今以上に続けてほしい。	減量については、引き続き取り組んでいきます。
5	東京都より、近隣住民の理解を得るように指導があり、市は地域連絡協議会等で説明をしているとの対応だが、地域連絡協議会で緊急動議が出されたことなどは、東京都に伝えているのか。	地域連絡協議会や市議会の状況は、東京都へ伝えております。
6	ごみ焼却施設の整備は、税金で賄われることになる。行政にはその意識が足りない。2年前から急に更新の話が大きくなってきたが、急だから費用が大きくなったのではないか。一度、見直しをして欲しい。	ごみ焼却施設の更新については、平成28年12月から、小平・村山・大和衛生組合において懇談会が設置されており、市民を交え延べ9回の会議が実施されています。施設の概算金額についても、資料の提示を行っており、今後、新ごみ焼却施設整備基本計画の案は、3市の市民へパブリックコメントを実施していきます。 また、ごみ焼却施設の更新であることから、金額が高額になるのは事実ですが、既存施設の撤去費用を除く建設費においては、処理能力1tあたり1億円となっており、現在、他市で進めているごみ焼却施設の建設単価の見込額と比較した場合、同程度になっています。
7	ランニングコストについて、民間に委託した場合とのコスト比較はしているのか。	各市で、処理方法が異なり、武蔵村山市は資源物の全てを民間委託しており、特定の品目に対してのコストを算出することが難しいと聞いております。 そのため、3市全体での比較は難しいものの、本施設のランニングコストを、年間2億～2億4千万円と想定していることから、当市の場合は、2割程度の増となる見込です。
8	処理施設の大幅なコストアップは問題であり、しっかりと考えないといけない。民間であれば事前にきちんとコスト比較を行う。	市では、平成6年から暫定リサイクル施設を稼動してきましたが、建物がプレハブとなっており、市として課題があります。1市単独で、本施設のように環境対策を施したものを造ることは、財政的に難しいため3市が連携し対応するものですが、ある程度のコスト増は避けられないと考えております。
9	平成25年に交わした確認書は、どの規定に基づき締結したのか。また、確認書は議会に報告したのか。	規定に基づき実施したものではありません。議会へは、情報提供しています。
10	衛生組合からの脱退は、議会の議決が必要になるのではないかと。また、衛生組合の規約に解消・脱退の規定はあるのか。	衛生組合からの脱退については、議会の議決が必要になります。衛生組合格約に解消・脱退の規定はありません。
11	脱退について、議会の議決を得ることは大変であり、小平市が本当にやるのか疑問である。	本施設が建設できない場合、小平市は市議会の議決を得て、衛生組合から脱退すると聞いております。
12	資源化基準と分別基準の統一、有料化を先にするべきだ。	基準の統一については、今後、実施していくものとなりますが、有料化については、2市においても認識しているものと考えます。
13	VOC対策として、排気口は上に向けてほしい。	地域連絡協議会で既に議題となっており、そこで議論すべき内容と考えます。
14	平成22年3月の市議会で決議され、平成22年6月の庁議で「多額の費用を要するので建設しない」と決定されていた。当時と比較して財政事情が好転している訳でもないのになぜ今、実施するのか。	現在のごみ焼却施設の耐用年数が迫っており、これ以上の先送りが出来ない状況にあります。また、財政状況は依然として厳しいことから、東大和市としては、3市の枠組みを維持した中で、ごみの安定処理を進めるものです。

	主な意見・質問	回 答
15	環境基準もクリアしているので、市民として協力していきたい。また、陳情について、なぜこのタイミングで出てきたのか教えていただきたい。	タイミングについては分かりませんが、陳情は、都市計画決定手続きの中止を求めるものとなっています。現在、桜が丘周辺の自治会やマンション管理組合を対象に、地域連絡協議会を設置しており、その会議の参加者の方から、議案として提出されています。
16	「一部の地域住民が反対している」、「計画があるのを知っていて引越してきている」など一般市民が誤解するのは、行政がこれまでの経緯をきっちり説明してこなかったからではないか。	
17	ごみの処理が不可能になれば、ごみを出すことが出来なくなる。そうなる前に、早く事業を進めて欲しい。今後も、東大和市へ住み続ける若い世代として、実施して欲しい。しかし、様々な問題に対するリスクマネジメントはしっかりと考えてほしい。	
18	ごみ問題は、老若男女を問わないものである。どこかでリスクをかけてでも、何かしなくては解決につながらない。したがって、事業の実施に賛成である。このままでは今後の世代に何も残らない。	
19	本計画で進めて欲しいと考えており、協議会の中で緊急動議が決議されたことは、心外である。また、警視庁のグラウンドに、ごみ焼却施設の建設提案が出されているが、そうすると別の地域への影響が生じる恐れもある。	
20	市の進めるごみ施策であり、ぜひ推進してもらいたい。8万7千人の市民が、将来のごみ処理を安心することができなくなる。小平市には、不燃ごみの処理施設とごみ焼却施設がある。この計画が無くなった時、どうなるか。費用も時間もかかる。小金井市のようにはしたくない。周辺の方は迷惑施設となるが、事業地では、ペットボトルを以前から処理してきており、今後は、環境対策も十分になるため、安定的なごみ処理を実現するために建設してもらいたい。	
21	都市計画原案の説明会から今回までの間で、東京都からの「意見無し」という協議結果が大きいことであった。また、陳情審議を傍聴したが、市議会には権限が無く、市長の判断とのことであった。市長は反対があっても進めると言っており、市長の判断を支持したい。前回の市長選において、対立候補が本事業の白紙撤回を争点にし、現市長が当選したのだから、大半の市民は建設に賛成と考えられる。	